

重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券は償却原価法によっている。
子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法によっている。
その他有価証券のうち時価のあるものは、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法によっている。
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品のうち燃料、一般貯蔵品及び商品は総平均法による原価法、特殊品は個別法による原価法によっている。
- 3 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。
耐用年数はおおむね法人税法の定めによっている。
(会計処理の方法の変更)
当中間期から、非償却資産としていた送電線路等に係る地役権について、定額法により減価償却を実施している。これは、託送供給等に係る会計整理を明確化するための電気事業法改正に伴い、託送原価をより適切に算定するためのものである。償却に係る耐用年数は、送電線路等の耐用年数に準じた想定使用年数としている。なお、既存の地役権については、想定使用年数をもとに算定した平均残存年数としている。この結果、従来の方法によった場合と比べて、減価償却費は 3,102百万円増加し、中間経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ同額減少している。
- 4 引当金の計上基準
 - (1)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上している。
 - (2)使用済燃料再処理等引当金
使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち、当中間期末において発生していると認められる額を計上する方法によっている。
なお、当中間期の引当金計上基準変更に伴い生じる差異のうち、電気事業会計規則附則(平成 17 年経済産業省令第 92 号)第 2 条に定める金額(130,495 百万円)については、平成17 年度から 15 年間にわたり每期均等額を営業費用として計上することとし、その 2 分の 1 を当中間期に計上している。
ただし、当中間期に発生した使用済燃料 51トンのうち、再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料 25トン(累計 25トン)については、再処理等の実施に要する費用の合理的な見積りができないことから、引当てを行っていない。
(会計処理の方法の変更)
使用済核燃料再処理引当金については、従来、再処理費の期末要支払額の60%を使用済核燃料再処理引当金として計上してきたが、使用済核燃料再処理引当金に関する省令の廃止及び電気事業会計規則の改正に伴い、当中間期から、再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、当中間期末において発生していると認められる額を使用済燃料再処理等引当金に計上する方法に変更している。この結果、従来の方法によった場合と比べて、使用済燃料再処理等費は 196百万円減少し、中間経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ同額増加している。
 - (3)原子力発電施設解体引当金
原子力発電施設の解体に要する費用に充てるため、原子力発電施設解体費の総見積額を基準とする額を原子力の発電実績に応じて計上している。
 - (4)関係会社支援損失引当金
西日本環境エネルギー(株)の分散型電源事業の整理縮小に伴う支援に係る損失に備えるため、当該損失見込額を計上している。
- 5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。